

姫路市公告第 453号

令和 8年 9月 4日

姫路市長 清 元 秀 泰

制限付一般競争入札の実施について

（姫路市立公民館）防犯カメラ設置業務委託について制限付一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき下記のとおり公告する。

記

1 入札に付する事項

(1) 業務名

（姫路市立公民館）防犯カメラ設置業務委託

(2) 業務の概要

別紙「設置対象公民館一覧」に掲げる姫路市立公民館に防犯カメラ及び録画装置を1台ずつ設置するもの

(3) 入札日時

令和8年10月7日（水）午後1時30分

(4) 入札場所

姫路市役所 入札室（東館1階）

(5) 業務期間

契約を締結した日から令和9年2月26日（金）まで

(6) 納入及び設置場所

別紙 1 「設置対象公民館一覧」に規定する姫路市内公民館

(7) 最低制限価格

無

(8) 担当

姫路市市民活動推進課 （電話：079－221－2783）

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しない者
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定）第3条に定める排除対象業者に該当しないもの
- (3) 競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）第5項の規定により業者登録名簿に登録され、かつ、次の全てに該当する者
 - ア 業者登録名簿の役務提供業種のうち、業種「警備」の詳細業種「機械警備」において競争入札に参加する資格を有する者
 - イ 姫路市税、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない法人
- (4) 公告の日から落札決定の日までの間において、次の全てに該当する者
 - ア 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者
 - イ 姫路市登録業者指名停止等措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていない者
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (7) 入札に参加しようとする者の間に次のアからウまでのいずれにも該当しない者

ア 資本関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合をいう。

(ア) 親会社（会社法第 2 条第 4 号に規定する親会社をいう。以下同じ。）

と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合をいう。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 6 7 条第 1 項又は民事再生法第 6 4 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合をいう。

(ア) 組合とその組合員

(イ) 一方の会社の代表者と他方の会社の代表者とが、夫婦の関係である場合

3 入札参加申込み

(1) 入札参加申込受付期間

公告の日から令和 8 年 9 月 1 5 日（火）（姫路市の休日を定める条例（平成 2 年姫路市条例第 1 5 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）の間の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

(2) 入札参加申込方法

姫路市市民活動推進課（以下「市民活動推進課」という。）に事前に電話にて連絡の上、入札参加申込書を記入し持参すること（受付期間最終日の午後 5 時必着）又は電子メールを送付した上で、原本を郵送で市民活動推進課まで送付する

こと。入札参加申込書は本市ホームページ（<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000034082.html>）よりダウンロードすること。

また、落札候補者は入札日から契約締結日までに第2項第3号イに該当することを証明する書類（納税証明書）を提出すること。

(3) 仕様書等に関する質問

参加申込みを行った者は仕様書等に関する質問を行うことができる。質問は所定の様式（質疑書）に記入し、令和8年9月24日（木）午後4時までに電子メール（送信先：kouminkan@city.himeji.hyogo.jp）にて、市民活動推進課にExcelファイルで提出すること。質問に対する回答については、令和8年9月30日（水）に本市ホームページに掲載する。

(4) 入札参加申込みに当たっての注意

ア 入札参加申込書の記載に当たっては、必ず本市の業者登録を行っている業者名、住所等を記入し、登録している印を押印すること。登録と相違がある場合は、失格となる。

イ 入札後において、前項に掲げる入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）がないことが判明した場合は失格とし、その者が落札候補者である場合は、次点を繰り上げる。

4 落札候補者

- (1) 予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、落札の決定を保留して入札を終了する。
- (2) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札候補者を決定する。なお、このくじを辞退することはできない。

5 入札参加資格審査及び落札者の決定

- (1) 落札候補者は、入札参加資格に関する審査（以下「入札参加資格審査」という

。)を受けるものとする。入札参加資格審査を実施するに当たり、落札候補者から提出が必要と認める書類がある場合には、当該書類の詳細、提出期限及び提出場所について、別に通知するものとする。

- (2) 落札候補者が、前号の書類を提出期限までに提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、入札参加資格を有していないものとし、その者のした入札を無効とする。この場合において、当該者について指名停止を行うことがある。
- (3) 落札候補者について入札参加資格審査を行い、入札参加資格を有していると認められた者を落札者とする。ただし、その者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある等契約の相手方として著しく不適当であるときは、その者を落札者としなかったことがある。また、入札参加資格審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有していないと認められた場合は、その者のした入札は、無効とする。
- (4) 前2号の規定により落札候補者を落札者としなかった場合は、次順位の者を落札候補者とし前号と同様に入札参加資格審査を行うものとする。これについては落札者が決定するまで繰り返すものとする。
- (5) 前3号の規定により落札者としなかった落札候補者には、理由を付してその結果の通知をするものとする。当該通知を受けた者は、その理由について説明を求めることができる。
- (6) 入札参加資格審査の経過に対する問合せには、応じない。

6 入札に関する事項

(1) 入札方法等

ア 入札書は、指定する様式を使用すること。

イ 入札書及び封筒に業務名等の必要事項を記入し、封筒は封印すること。また、代理の場合は委任状を入札書と同封すること。

ウ 入札書には、業者登録申請時に届出の代表者印又は受任者使用印を押印すること。ただし、代理の場合は、代理人使用印を押印すること。

エ 委任状には、必要事項を記入し、業者登録申請時に届出の代表者印又は受任者使用印及び代理人使用印を押印すること。

オ 入札書の日付は、入札書の記入日を記載すること。

(2) 入札に関する条件等

ア 入札及び開札には、必ず出席すること。郵便による入札及び電話による入札は、認めない。

イ 入札書に記載する金額は、円単位とすること。

ウ 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(3) 関係法令の遵守

入札参加者は、刑法（明治40年法律第45号）及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）を遵守し、入札の公正性及び公平性を害する行為を行わないこと。

7 入札の辞退に関する事項

(1) 入札を辞退する場合は、入札日前日までに理由を付した参加辞退届に、必要事項を記入し、業者登録申請時に届出の代表者印又は受任者使用印を押印の上、書面により市民活動推進課公民館担当へ郵送（入札日前日に必着とし、書留郵便の配達記録が確認できるものとするのとする。）又は持参（受付時間は、市の休日を除く日における午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））で提出すること。参加辞退届を提出した後は、撤回することはできない。

(2) 参加辞退届の提出がなく、入札開始時刻までに第1項第4号に記載する入札場所に入室しなかった場合は、入札を辞退したものと見なす。この場合において、開札後、参加辞退届を市民活動推進課公民館担当に提出すること。

8 入札の無効について

次の入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (3) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (4) 不正行為によってなされたと認められる入札
- (5) 金額記入のない、又は明確でない入札書及び入札金額に訂正のある入札書による入札
- (6) 入札者の住所（法人の場合は所在地）、氏名（法人の場合は、法人名及び代表者の氏名）の記載及び入札者の押印のない、又は明確でない入札書（代理人が入札する場合は、委任者の住所・氏名並びに代理人の氏名の記載及び押印のない、又は明確でない入札書）による入札

9 入札保証金及び契約保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第5条第1項第4号の規定に基づき免除する。
- (2) 契約保証金を納めさせる場合、契約金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた総額の10%以上とする。
- (3) 履行保証保険を寄託させる場合は、契約期間全体を保険期間とする保険とする。

別紙 設置対象公民館一覧

番号	名 称	位 置
1	姫路市立太市公民館	姫路市西脇439番地8
2	姫路市立花田公民館	姫路市花田町小川1074番地3
3	姫路市立御国野公民館	姫路市御国野町御着1142番地8
4	姫路市立谷外公民館	姫路市飾東町豊国63番地1
5	姫路市立豊富公民館	姫路市豊富町御蔭1118番地
6	姫路市立山田公民館	姫路市山田町北山田109番地6
7	姫路市立船津公民館	姫路市船津町3288番地
8	姫路市立の形公民館	姫路市の形町の形1358番地4
9	姫路市立大塩公民館	姫路市大塩町汐咲一丁目39番地
10	姫路市立勝原公民館	姫路市勝原区宮田489番地3
11	姫路市立高岡公民館	姫路市東今宿五丁目3番40号
12	姫路市立曾左公民館	姫路市書写2961番地1
13	姫路市立四郷公民館	姫路市四郷町坂元258番地1
14	姫路市立大津公民館	姫路市大津区天満883番地1
15	姫路市立八木公民館	姫路市木場1441番地32
16	姫路市立糸引公民館	姫路市継156番地1
17	姫路市立余部公民館	姫路市余部区上余部675番地7
18	姫路市立網干公民館	姫路市網干区新在家363番地31
19	姫路市立林田公民館	姫路市林田町林田13番地
20	姫路市立伊勢公民館	姫路市林田町上伊勢1077番地5
21	姫路市立英賀保公民館	姫路市飾磨区英賀清水町一丁目14番地
22	姫路市立東公民館	姫路市幸町94番地
23	姫路市立旭陽公民館	姫路市網干区坂上430番地2
24	姫路市立妻鹿公民館	姫路市飾磨区妻鹿170番地6

2 5	姫路市立峰相公民館	姫路市六角 2 7 8 番地 3
2 6	姫路市立別所公民館	姫路市別所町別所 1 7 1 7 番地 4
2 7	姫路市立八幡公民館	姫路市広畑区蒲田三丁目 1 6 1 番地
2 8	姫路市立荒川公民館	姫路市町坪 1 2 7 番地 4
2 9	姫路市立谷内公民館	姫路市飾東町八重畑 1 0 3 2 番地 2
3 0	姫路市立津田公民館	姫路市飾磨区加茂 3 7 3 番地 1
3 1	姫路市立青山公民館	姫路市青山五丁目 2 番 1 号
3 2	姫路市立高浜公民館	姫路市飾磨区阿成鹿古 3 1 2 番地
3 3	姫路市立水上公民館	姫路市増位新町二丁目 1 2 番地
3 4	姫路市立城乾公民館	姫路市南新在家 6 番 1 号
3 5	姫路市立砥堀公民館	姫路市砥堀 1 1 5 2 番地 1
3 6	姫路市立広峰公民館	姫路市城北新町一丁目 1 1 番 2 3 号
3 7	姫路市立城の西公民館	姫路市岡町 3 3 番地
3 8	姫路市立城陽公民館	姫路市北条 1 0 5 3 番地 1
3 9	姫路市立手柄公民館	姫路市延末 1 4 9 番地 1
4 0	姫路市立大津茂公民館	姫路市勝原区勝原町 1 6 番地 2
4 1	姫路市立船場公民館	姫路市東雲町一丁目 2 9 番地
4 2	姫路市立網干西公民館	姫路市網干区興浜 1 2 0 9 番地 1
4 3	姫路市立安室公民館	姫路市御立中三丁目 3 番 7 号
4 4	姫路市立野里公民館	姫路市野里慶雲寺前町 9 番 1 0 号
4 5	姫路市立城北公民館	姫路市伊伝居 4 9 0 番地 2
4 6	姫路市立城南公民館	姫路市西二階町 6 8 番地 1
4 7	姫路市立城東公民館	姫路市城東町竹之門 1 5 番地
4 8	姫路市立飾磨公民館	姫路市飾磨区宮 1 6 番地
4 9	姫路市立広畑公民館	姫路市広畑区本町一丁目 5 3 番地
5 0	姫路市立白鳥公民館	姫路市飾西 8 5 番地 1

5 1	姫路市立白浜公民館	姫路市白浜町甲 3 5 0 番地 7
5 2	姫路市立家島公民館	姫路市家島町真浦 2 1 3 7 番地 1
5 3	姫路市立前之庄公民館	姫路市夢前町前之庄 2 1 6 0 番地
5 4	姫路市立菅生公民館	姫路市夢前町菅生澗 1 3 8 4 番地 1
5 5	姫路市立置塩公民館	姫路市夢前町宮置 2 9 2 番地 2
5 6	姫路市立香寺公民館	姫路市香寺町土師 3 9 6 番地
5 7	姫路市立香寺北公民館	姫路市香寺町中寺 1 2 1 番地 1
5 8	姫路市立安富公民館	姫路市安富町安志 1 1 5 1 番地、1 1 5 4 番地 1
5 9	姫路市立広畑第二公民館	姫路市広畑区高浜町三丁目 2 1 番地
6 0	姫路市立古知公民館	姫路市夢前町古知之庄 3 1 8 番地 1
6 1	姫路市立城巽公民館	姫路市北条口三丁目 2 9 番地 3
6 2	姫路市立増位公民館	姫路市白国一丁目 1 番 1 6 号
6 3	姫路市立上菅公民館	姫路市夢前町塚本 2 2 5 番地 1
6 4	姫路市立勘野公民館	姫路市夢前町勘野 3 2 6 番地 3
6 5	姫路市立飾磨橋東公民館	姫路市飾磨区恵美酒 4 0 1 番地 1
6 6	姫路市立香呂南公民館	姫路市香寺町須加院 3 7 7 番地